

【対象者・利用料】

■無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける 必要があります

- ※原則、通っている幼稚園から申請する必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。詳しくは、役場子育て支援課にお問合せください
- ■幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額最大11,300円の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- ■無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける 必要があります
- ※保育所、認定こども園等を利用できていない人が対象となります
- ※[保育の必要性の認定]の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは、役場子育て支援課にお問合せください
- ■3~5歳の子どもたちは月額最大37,000円、0~2歳の住民税非課税世帯の子ど もたちは月額最大42,000円の利用料が無償化されます

【対象となる施設・事業】

- ■認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします
- ※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します
- ※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たす ことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予 期間を設けます
- ■就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、 3~5歳の利用料が無償化されます 問合せ 役場福祉課
- ※今回の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっています



令和元年10月1日から

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3~5歳の子どもたちの利用料が無償化されます。

※0~2歳の住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります

▶ 問合せ 役場子育て支援課

🥝 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- ■幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3~5歳の全ての子どもたちの利用料(給食費、バス代、教材費等の実費分を除く)が無償化されます
- ●幼稚園については、月額上限 25,700 円です
- ●無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です ※幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります
- ●通園送迎費、食材料費、行事費等は、保護者の負担になります 保育園については、保育料に含まれていた副食(おかず・おやつ等)も保護者負担になります。今までは、主食代(町立では650円)のみのお支払でしたが、これからは副食代(おかず・おやつ等)も併せてのお支払いになります
- ※ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます
- ●子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や 別途償還払いの手続きが必要な場合があります
- 0 ~ 2歳の子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化 されます
- ●子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0~2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません

【対象となる施設・事業】

■幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます

※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します